

文化財保護奨励金が 新しくなりました

1 奨励金を増額します

区指定文化財所有者等の方に毎年交付している奨励金を増額します。

	令和7年3月まで	令和7年度以降
有形文化財(建造物)	50,000円/件	▶ 70,000円 /件
有形文化財(建造物以外)・史跡・ 旧跡・名勝・天然記念物・有形民俗文化財	20,000円/件	▶ 30,000円 /件
無形文化財保持者(個人) 無形民俗文化財(個人)	30,000円/件	▶ 50,000円 /件
無形文化財保持者(団体) 無形民俗文化財(団体)	50,000円/件	▶ 100,000円 /件

2 新たに文化財の公開・活用支援事業を開始します

多くの方に文化財への親しみをもていただくため、区指定文化財を公開・活用する取組の費用を補助します。

補助の対象となる事業	補助金額
1. 通常非公開の区指定文化財等を特別に公開する事業 例: 文化財ウィーク等の期間限定公開	・ 補助率 事業費用の 80%
2. 文化財の魅力を伝えるための講座、講演会、 ワークショップ等の開催事業 例: 文化財の歴史を学ぶ講座、関連する体験型イベントの実施	・ 上限額 最大 100万 円まで
3. 区指定文化財等の複製作成に関する事業 ※実物展示が困難な場合に限る 例: 展示用レプリカの作成	

上記以外でも補助の対象となる場合があります。まずはご相談ください！

問い合わせ先: 図書文化財課文化財係

☎ 03-6450-2869